

## VIII-3 税金

日本に住んでいる人は、国籍に関係なく、全ての人が税金を払わなければいけません。

### 1. 税金を払う方法

- ① 事業所に勤めている場合（所得税、府民税、市町村民税）  
あなたの会社・事業所があなたの給与から税金の分を引いて、あなたの代わりに税金を払っている場合で、あなたに別の収入がないのであれば、特に手続きは必要ありません。
- ② 会社や事業所で働いていない場合、または会社や事業所で働いていても、給与から税金が引かれていない場合など  
あなたの所得を毎年税務署に申告（報告）して、市町村から送られてくる納付書により、所得税、府民税、市町村民税を払います。さらに自分で会社や事業所を持っている場合には、事業税の支払いが必要な場合があります。

### 2. 税の種類

- ① 所得税  
給与から引かれていない場合（1-②）、税務署で確定申告をします。確定申告とは、1年間の給与などの収入から、払わなければならない税金の金額を計算して申告（報告）することです。確定申告は毎年2月16日から3月15日までで、あなたが住んでいる地域を担当する税務署で申告してください。用紙などは税務署に置いてあります。  
銀行などからお金を借りて家を買ったり、災害、大きな病気で医療費がたくさんかかったなど、たくさんのお金を払うことがあった場合等、申告すれば1年間の収入の金額からその分を引いてもらえることがありますので税務署に相談してください。  
所得税には二国間の租税条約によって例外規定がある場合があります。詳しくは電話相談センター（各税務署の電話番号をかけて1を押す）か、あなたの母国の領事館に問い合わせして下さい。（付録IX-5）

※所得税の英語による説明

URL <https://www.nta.go.jp/english/taxes/individual/gaikoku301.htm>

- ② 府民税・市町村民税  
大阪府に住んでいて、一定以上の所得がある人は国籍にかかわらず府民税・市町村民税を払わなければなりません。課税対象となる前年の所得は前年の収入から各種控除をした額です。所得税の確定申告をすれば、それとは別に申告をする必要はありません。  
毎年、1月1日現在の住所地の市町村が課税しますが、給与所得者は給料から差し引かれ、それ以外の方は納付書が送られてきますので自分で銀行などで納付します。  
大阪府の府民税は課税所得の4%で、これに均等割額の1800円が加わります。（なお、2016年度から2019年度までの間は、森林保全に必要な財源を確保するため、個人府民税の均等割額に年300円が加算されています。）一方市町村民税は課税所得の6%となっており、これに3500円が

くわ してい と し ふみんぜい しちようそんみんぜい  
加わります。(指定都市は 府民税2%、市町村民税8%)

### ③ 固定資産税

まいとし がつついたちげんざい ふどうさん とち たてもの しょうきゃくしさん しょうう ばあい  
毎年1月1日現在にあなたが不動産(土地、建物)や償却資産を所有している場合、それらがある  
ばしょ しちようそん こていしさんぜい しはら ぜいがく ふどうさん ひょうかがく けいさん  
場所の市町村に固定資産税を支払わなければなりません。税額は不動産などの評価額をもとに計算  
されます。まいとしのうふしよ おく しじ ぎんこう しはら  
されます。毎年納付書が送られてきますので、その指示にそって銀行などで支払ってください。

### ④ 自動車税、軽自動車税

がつついたちじてん じどうしゃ けいじどうしゃ もーたーばいく しゃけんしょうじょう しょううしゃ か まいとし がつ  
4月1日時点の自動車、軽自動車、モーターバイクの車検証上の所有者に課されます。毎年4月～  
がつ のうふしよ おく ぎんこう こんびにえんすすとあ しはら  
5月に納付書が送られてきますので銀行やコンビニエンスストアなどで支払ってください。

### ⑤ その他の税金

#### (ア) 消費税

ふっぴん こうにゆう さーびす たい ぜいりつ いちふいんしょくりょうひん  
あらゆる物品の購入、サービスに対して税率10%がかかりますが、一部飲食料品などについて  
けいげんぜいりつ か  
は軽減税率(8%)が課されます。

#### (イ) その他

ほか ふどうさん しゅとく ぜいさん  
その他不動産を取得したときにも税金がかかります。